

会 議 錄

◇事務局－子ども家庭部子ども若者課

電話：03(4566)2471

附属機関又は 会議体の名称	第4期第8回豊島区子どもの権利委員会		
事務局（担当課）	子ども家庭部子ども若者課		
開 催 日 時	令和7年10月10日（金）午前10時00分～午後12時00分		
開 催 場 所	豊島区役所本庁舎5階 509・510会議室		
議 題	1 開 会 2 議 事 [審議事項] (1) 子どもの権利保障に関する施策の検証について（資料1） ①現地調査を踏まえた検証項目の設定 ②子どもの権利保障の取組に対する定量的な評価の可能性について [報告事項] (1) ふくろう相談室（としま子どもの権利相談室）の運営状況について（資料2） (2) 子どもの権利普及・啓発等の取組について（資料3） 3 閉 会		
公開の可否	会 議	■公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開	傍聴人数 1名
	会 議 錄	■公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開	
出席者	委 員	森田 明美、内田 塔子、佐藤 妙子、北澤 弘幸、八尋 崇 飯塚 昇、坪川 愛、北条 直子、大伍 将史	
	関係理事者	子ども家庭部長、児童相談所長、子ども若者課長、子育て支援課長、 子ども家庭支援センター所長、教育センター所長	
	事 務 局	子ども若者課長、子ども若者課職員	

<p>会議資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・資料1 子どもの権利保障に関する施策の検証について ・資料2 令和6年度子どもの権利普及・啓発等の取組について ・資料3 ふくろう相談室（としま子どもの権利相談室）の運営状況について ・参考資料 <ul style="list-style-type: none"> ・豊島区子どもの権利に関する条例 一般用パンフレット ・豊島区子どもの権利に関する条例 マンガ版パンフレット ・豊島区子どもの権利に関する条例 学習用パンフレット ・ふくろう相談室（としま子どもの権利相談室）周知用リーフレット ・ふくろう相談室（としま子どもの権利相談室）周知用カード ・豊島区子ども・若者総合計画（令和2～6年度）令和6年度実施状況調査結果 ・委員名簿
-------------	--

審議経過

1 開会

会長：

皆様おはようございます。さわやかな季節になりましたね。

10月から12月にかけては子どもたちの活動が本当に多く盛んな時期で、ご多忙な日々だと思いますが皆さんとのところではどうでしょうか。

ちょうど今年の夏は、現場を一度見に行ってみて、そこで感じることから具体的な評価検証の内容をもう1回振り返ってみようということで、皆さんに少しご足労いただきて、ご報告をここで共有して検証していくという形に少し仕組みを変えさせていただきました。

私もジャンプの方に伺いまして、土曜日の午後に本当にたくさんの子どもたちが来歩いて、いろんな姿を見せていただきました。そして文章からだけではわからない職員の方々の関わり方もよく見えました。とてもいい機会だったと思っております。

今日はそういったことも含めて、ここから今年度に私達がやらなければならないことを議論していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。それでは会議に入りたいと思います。

まず、最初に、動画を観ていただこうと思います。

この条例の中で定めていること、あるいは、ふくろう相談室のPRとのことなので、子どもの権利の全体像が出ているわけではありませんけれども、こういったものを子どもたちに周知徹底していく一つの手法として作成されたということです。

ふくろう相談室動画視聴

- 会長： いかがでしょうか。ご意見、ご感想などありましたらお願ひします。
- 委員： 子どもにわかりやすく作られているなということと、これぐらいの長さなら飽きずに見てもらえるなと思いました。
- こういう動画を子どもたちに見せるということは、子どもたちからアクションがあったときに大人はきちんと受け止めないといけないんだということを大人が理解していることが必要ですよね。
- 子どもに、遠慮しないで相談していいんだよ、大人に気持ちを伝えていいんだよって言っても、大人がそれを受け止める用意ができていなくて、例えば冷たくあしらってしまったりとかしたときに、子どもの側ではそんなはずじゃなかったのにということになり、非常によくないです。
- ですので、大人自身も、子どもたちにこういう動画を見せていることを知っておく必要があるなと思いました。
- 会長 ありがとうございます。この動画は区のホームページなどで公開されているのですか。
- 事務局： はい。現在は、この動画はまず YouTube でどなたでも見られる状態にあり、区のホームページからリンクがなされています。他には、この豊島区役所の中のデジタルサイネージで、定期的に放映しています。
- 今後も、区の施設のうち、主に子どもに関わる施設でこの動画を流すことを考えていましたが、今のお話を伺って、大人の目にも触れるところでも積極的に流した方がいいという気づきをいただきましたので、様々な区施設を中心に、民間施設にも協力いただいて放映しもらえるように働きかけていきたいと考えております。
- 委員： 私は動画を今初めて見たのですが、非常にいいなと思いました。ぜひ保護者会で流したいと思います。
- この動画に出てくる長崎獅子舞ですが、獅子舞を演じているのは本校の生徒たちなんです。自分たちが受け継いでいくんだっていう意識でとても頑張っているので、私も全校朝会などの場で子どもたちに1年かけて権利のことについて話をしました。
- 今の中学生において自分たちの権利は、出口で本当に詰まるんですよ。何かというと、個性を大切にする、自分の思いを伝えていくと言いつつ、出口の要である高校、そういうところは個性をやっぱり嫌うんですよね。
- 「ちゃんとして」というのがどうしてもついてくるし、保護者もそれを望んでいます。なので、「あなたがどう思っていようこうしなさい」、となるシチュエーションが非常に多いんですよね。
- でも、そのような中でも自分たちで声を出さなきゃいけないんだっていうことを伝え続けたことで、あんまりいいことではないかもしねいけれど、児童相談所とかに自分で電話をして駆け込む子がすごく増えました。
- これは増えてはいけないことですけれども、今まで隠れていたものがやっぱり今出てきているなという感覚はあります。
- なので、保護者会で流すというのは、大人が権利を振りかざして人のことを考え

ずに自分の利益だけを優先するという風潮はなくしていかなければならないということを伝えることと、学校ではこのことを繰り返し子どもたちには言っているということを伝えるためです。子どもたちには、権利は与えられている。でもそれは、自分のわがままのためじやないんだよという話はしています。

会長：私は他の自治体にも携わっていますが、児童相談所に子ども自身が駆け込み相談することが本当に最近増えてきています。豊島区でしたら、ふくろう相談室というところがまず相談を受けてくれる、一緒に力を発揮してくれるっていうメッセージをこの動画の中で強く打ち出してくれているわけですけれども、やはりどの自治体も、調査をしてみると、大人の理解の方が弱いですよね。どんなふうに大人の理解をもつときちんと補強していくか。これは、よく私達が言うところの、子どもの権利を様々な地域文化にしていくということであり、行政がこれからもっとやらなきゃいけない大きな仕事でもあるのだろうという気がします。他にはいかがですか。

委員：子どもも保護者もわかりやすい動画が今一番必要なではないかなと思っておりましたので、今日初めて見て感動しました。
先ほど、子どもにもその保護者にも見せているということでしたけども、これから赤ちゃんを産む方の母親学級の場などでも流しているのでしょうか？

事務局：ありがとうございます。今は、動画ができたばかりというところですので現在はまだ母親教室などでは流しておりません。保健所の方にもぜひ働きかけてていきたいと思います。

委員：もう1点、ふくろう相談室の相談時間ですが、17時45分までということですが、以前に他の自治体で私が児童相談を受けたときは、意外と夜の時間帯が多かったです。子どもから相談を受けることもありますし、子どもが学校や幼稚園から帰ってきてからのご近所からの苦情などの場合も夜が多い印象でした。
この夜間の対応を丁寧に伝える必要があるだろうと感じました。
だから、ここで時間を入れてしまうと、もうそれ以外の時間は相談できないんじゃないかという先入観が入ってしまうかもしれません。こういう施設だけではなく、夜もどこかで相談できるんだよ、ご近所にはこういう人もいるんだよということを知らせていく工夫が何かあるといいと感じました。

委員：本校だけではありませんが、小学校ではふくろう相談室から子どもの権利の授業をしていただいている。

七つの権利のことと、他の人にも権利があるので、それをお互いに大切にしようということを学ばせていただいております。

その様子を簡単にですけれども、学校のホームページで、保護者向け、地域向けにアップしています。広報の一助くらいにはなるかなと思い、こういったことはなるべくホームページに掲載するようにしています。

また、中学校の先生からもお話をありましたけれども、小学生でも自分から児童相談所や警察に電話をかける子もいます。時間にはかかわらずですね。

本当に苦しい、つらい思いをしたときには、夜にでも電話をかけ、あるいはメールを送ることを実際にしています。

本校だけではなくそういう小学生は増えているのではないかと感じています。

会長： ありがとうございました。

様々な場所で様々な年代の子どもたちが関わっています。そして、できるだけ早い時期に子どもの権利を学んだ方が良いですね。

子どもは循環していくので、若者、出産して親になる人、専門家として関わっていく人たちや地域の人たちも含めてですが、いろいろな形でこの子どもの権利を学んでいただくための一つの手段としてこの動画を使っていただくということでぜひお願いをしたいと思います。それでは次の議事に進めます。

2 議事

〔審議事項〕

(1) 子どもの権利保障に関する施策の検証について

- ① 現地調査を踏まえた検証項目の設定
- ② 子どもの権利保障の取組に対する定量的な評価の可能性について

(事務局より資料1について説明)

会長： 今回、本当に数の限られた現地調査でしたけれども、各委員に訪問していただいて、これまで現場の担当者の方が行う自己評価というところから、第三者性を持った私たちが評価するというところに立ち至ったわけですけれども、このことでお感じになったことや、他の委員の方々の資料等をご覧になってのご意見をいただけたらと思いますがいかがでしょうか。

私もいくつかの自治体でこういった子どもの権利委員会の評価検証に取り組んでいますが、よく言るのは、現場が評価検証に力を注いだために実践に時間を取ることができなくなり、実践が駄目になってしまったらもう本末転倒になるということです。どうやつたら既存の評価検証を行いながら、子どもの権利という視点に立った評価検証ができるのかということを私達の大きな軸にして、これからの方針性ということを考えてみたらどうかと思います。

絶対的にこれがいいというものが打ち出せている段階ではなく、どういう方法が望ましいのかを探し出していく段階にあるのだと思いますので、ぜひ皆さんが必要としてご覧になって感じたところを率直にご発言いただいて、ここで意見交換ができたらと思います。

委員： 私の現地調査の概要を説明させていただきます。

私は応募段階と、それから実施している最中の話、それから終わった後、という大きく分けて三つの部分で、現地調査を報告書にまとめました。

まず応募段階の話ですけれども、気になったことが2点ありました。1点目は、この子ども会議の募集をかける際に、自由なテーマ設定でやるということができるのかそうでないのかでいうと、できないということです。

理由としては、あらかじめテーマが3つぐらいにもう絞られていて、子ども会議の何週間か前にそれを案内して、当日その3つのいずれかに所属してもらうという形式でした。

この点に関しては、もっと自由な議論を考えると、子どもたち自身にテーマを決めてもらえばよいと思ったのですが、一方でこれまでの経緯として、以前は自由に決めてもらってはいたものの、それだと区の方向性と一致しないと実現ができないという問題があり、やはり実現できるという達成感を味わってもらうために、テーマ設定は区の方である程度決めることにしたという経緯を聞きました。この経緯を聞くと、それは仕方がないのかなと。応募形式については若干気になつたものの、テーマ設定については仕方がないのかなという感想です。

2点目は、参加者についてですけれども、今年は30名募集して28名の応募があり、全員採用することができたというところは望ましかったんですが、気になつた点としては、参加者にリピーターの方が結構多くいたことでした。

もちろん、前に子ども会議に参加して楽しかったから次回も参加しようというのはとても嬉しいことですが、一方で、特定の人ばかりにこの子ども会議を楽しんでもらうようなことになると、区が目指す方向性としては違うのではないかなと気になりました。

次に、実際に参加している段階の話に移ります。

区側の参加者としての職員の皆さんは事前にファシリテーション研修を受けていて、司会をしていたファシリテーターの方が、それを踏まえてアイスブレイクのような話しやすい雰囲気作りをしながら進めているのが印象的でした。

あえて大人の方も自己紹介をさせて、あだ名をつけるというふうに子どもの目線に合わせたようなところも、話しやすい雰囲気作りが非常に上手だなと思いました。

中盤から終盤にかけての段階では、私が一番面白かったなと思ったのは、1回目って、何に取り組んでいくのかという方向性を決める部分なのですが、その前段階の、自由に議論していいよ、テーマ出していいよっていう段階での子どもたちの意見が非常に鋭くて、私の心にグサグサ刺さるような子どもならではの率直な意見や社会に対する問題意識を感じられたのが、この段階での印象でした。

ただ残念ながらテーマは何か絞っていかなければならないので、時間の関係上、どうしてもそれ以降は大人の議論に近いような、現実可能性のある話にはなってしまったんですが、その途中の段階は、子ども会議に参加してみて私自身が非常に勉強になりました。

最後に、その後の評価の仕方の部分で、私が気になったのは定量的な評価の部分です。

これは、私が民間に所属しているからかもしれません、人を評価するというときには、定性評価と定量評価というものを当然にどちらも入れるものだと思っています。

委員の皆さんもそれぞれ働いている場で、上司の気分次第で給料が上がったり下がったりするのは好ましくないことですよね。そう考えるときに、どれだけこの仕事を頑張ったのかとか、この研修が達成したのかとか、先ほどのふくろう相談室の動画も、我々大人が観て良かったなどの感想ではなくて、子ども達が観てどう思ったのかという部分で評価しなければならないと思うのです。

YouTube の動画の場合は再生回数などを分析できるシートがあると思うので、その客観的な数値を見なければいけないのは当然のことだ、という考え方のもとに、定性的な評価や自由記載欄だけではなくて、この定量的な評価をきちんとつけてもらう項目は入れた方がいいのかなと思います。

定性的な評価と定量的な評価のどちらか一方ではなくて、そのどちらも確認したうえで評価検証していくと、自由記載欄に意外と良く書いてあっても、定量的な評価を見ると、3とか2とかが多かったりすることは、私の経験上は結構よくあることです。ですので、客観的に数字で示してもらうのは重要だと思っています。以上です。

委 員：同じく子ども会議の1回目に参加しました。

私も同じようなことをいくつも感じています、テーマ設定のあり方についても、これは本当に経緯があって、子どもたちがテーマを決めていた時代から、行政が実際に子どもの意見に対応していくため、実行していくために、行政の側からそのニーズを出したという経緯がありました。

私はそれで今回1回目に参加をしていて、どちらも入れたらどうかなと思いました。

区側から3つ提案があったのですが、その3つだけにせずに、例えば1つ、子どもの意見を入れた子ども提案のテーマを出せるようにしておくと、区側の3つの提案に表れないところにある子どものニーズを拾うことができるので、どちらも入れたらいいのではないかなと思いました。

これらのようなことも、この子ども会議の発展の延長線上にあるところだなと思いますし、行政が本気でやってくださろうとしているからこそ、テーマにも子どもの意見が反映されるといいのではないかなと思いました。

定性的な評価と定量的な評価というところについても本当にそのとおりだなと私も思います。これらはどちらかではなくて両輪のようなものですので、これまで行政がってきた定量的な評価だけではなかなか捉えきれない市民の実感と子どもの実感とにズレが生じることがあります。

豊島区ではそこを何とか捉えるために、ヒアリングをやって、定性面を手厚くしてきたという経緯なのだと思います。

ですので、定量的な評価ももちろん必要で、それをこの権利委員会として何か調査をやるのか。既存の調査から把握をしようと努めるのか、あるいは既存の調査にないところは権利委員会が定量調査をやるのか。そこが論点になるのかなというふうに思います。

会長が先ほどおっしゃっていたように、「このようにするのが施策の評価検証において良い」という答えがないという中で、この委員会でより良い評価方法を考えて決めていくというプロセスにある段階であり、どの自治体もそのように今やっているところなので、ぜひ委員の方々が感じられたことを大いに活かしてやり方を考えていく必要があると思います。

一点、定性と定量という話で確認しておきたいことは、一つのことについて少數意見があったとき、定量調査の場合にはそれがあまり表に出ませんけれど

も、子どもの権利保障に関する場合は、その少数意見も大事な意見です。定量的な調査を行うときには、過半数の子どもの意見であるかどうかが大事というよりは、数字から傾向を把握するとともに、なかなかそこの数字に表れてこない個々の子どものニーズも捉えていくことが特に大事だと思うので、それは皆さんもわかつていらっしゃるところだと思うので、そのどちらも見ていくという視点が基本的には大事なのかなと思います。

会 長： ありがとうございました。

特に検証の項目として先ほど、最初に募集する段階、実施の段階と、評価の話がありました。

事業の評価をするという面では、私達には全ての事業を見ることができないので、どうしても現場から場面ごとに切り取って具体的な報告をしていただく形になります。その報告には何を書いてもらうことが大事なのか、どういうことを書いてもらうと私達が理解を深められるのか、そういった点を探らないと評価の質がなかなか上がりません。ですので、現地調査に参加して感じたことから探り出していけたらと思います。子ども会議の第2回目、第3回目の現地調査に参加された方からもぜひご発言いただけたらと思いますがいかがでしょうか。

委 員： 私は第3回目に参加しました。発表の段階でしたので、もうかなり内容が煮詰まっているところを拝見しました。

意見がホワイトボードに貼られていたりしてて、方向性はもうほぼ決まっているんだなというところを拝見しましたので、かなりスムーズに進んでいると感じました。

となると、1回目と2回目で、どのようなフィードバックとか、どのような試行錯誤があつてそこにたどり着いたのかが気になりました。

基本的には、うまくいって素晴らしい出来だった、それが一番いいのですが、それだと学びが少ないと思うのです。逆に何か失敗したことをリカバリーしたとか、あるいはそれをどのように解決の方向に子ども達が考えたのかということが大きな学びになると思うのです。

回数の少ない会議で発表まで持つていかなくてはならないという状況の中で、子どもたちが一生懸命頑張っているのはもちろん見えています。成功させてあげたいという気持ちがあるのはよくわかりますし、夏休みの期間とはいって1日空けて参加するお子さんたちも親御さんたちも大変だとは思います。しかし、これから継続的に続けていく中で、もう少し回数の設定を検討することや、失敗を恐れずにやっていくこと、失敗してしまったけれどもこうしたからより良くなつたみたいなところも評価の対象にしてあげられるといいかなと考えております。

委 員： 第2回目に参加をいたしました。まず、会議に参加させてもらって、とても不思議だなと思ったことがあります。

3つのテーマに分かれて、小学生の低学年高学年が一緒にいるグループが3つ、そして中学生、高校生ってなったときに、短い少しの時間でしたけども、低学年の子どもがちょっと置き去りになっているように感じる場がありました。外国籍の子どもや発達がゆっくりの子もいますし、テーマが難しかったのかなと思いま

した。同時にこの子たちの権利はどうするのだろうかと思いました。

募集が先かテーマが決まるのが先かはその時には知りませんでしたが、グループの決め方はとても難しいのだなと感じました。

もう一つは、テーマに沿って話し合いをしようという盛り上がったタイミングで私達が来ていることが発表されたんですけども、私達たった2人、5分間くらいだったかとは思いますが、いったん盛り上がったところでこのように切ってしまったことは、大人の目線だなと感じました。

子ども達は、私達が来ることについて知っていたかもしれません、子どもが進めている流れを大事にしていくときに私達の紹介が必要だったんだろうかと感じました。

あとは、評価のときに、以前の自分と変わった点は何かということは何回も出てきたと思うのですが、子どもって中学生ぐらいになると、自分のどこが変わったかということはある程度客観的に見ることができるけども、子どもの権利の視点から見ると、私は、子どもが周りから褒められたり、よくやったねって言われたりする環境のことではなくて、自分はこれがよくできたよ、大きな声で言えたよ、自分の意見を書けたよとか、そういう自分自身を褒める場がこの発表の中にあってもいいのではないかなと思いました。

回数が少なくテーマも難しく、このテーマで子どもが自分で発表したよ、言えたよ、理解できたよということを実感できる場がどこかにあったのだろうかということについては、難しく感じました。

一方で、9月13日の意見発表会のときに、区長が子どもから出てくる言葉を引用して講評してくださったことにも感動しました。そこで、子どもが、自分たちがテーマについてまとめた意見を大人が聞いてくれているということが実感できたのではないかと思っています。大人が子どもの発表をどのように受け止めたかということを子どもの視点で返す、戻すってことが大事なのだと感じました。

会長：子ども会議事業は全体として4回あって、どの場面を切り取っても、わかることは限られているのだろうなと感じました。

いつの段階の何を見たら何がわかるのかということが私達の中でもう少し整理されないと、子どもが大人の働きかけに対して興味関心を示してくれないということにも繋がります。子ども会議をやりますので集まってくださいって言われても、おそらく何をやるのだろうかと思われて全然集まらないだろうと思うんですよね。具体的に何をやるのか、どうするのか、いつ自分はそこに関わられるのかということがわかれれば応募てくるということもあるでしょうけれども。

そういったこともあって、今日の資料にはありませんが、ジャンプの現地調査報告に移りたいと思います。調査を頂きました坪川委員、ご報告をお願いします。

委員：ジャンプ長崎については、地域にある児童館ということで、私の子どもも行っておりましたし、同じ学校に通う子のお母さんがジャンプにお勤めしていたりしたこともあり、とても身近で思いのあるところですが、施設の中に入させていただいたのは今回が初めてでした。

施設全体を見て、子どもの権利をどのように子どもたちに向けて提供したらいい

かつていうのを、非常に施設全体で工夫されているような気がしました。

今回は、ジャンプの利用者会議に参加したんですけど、建物の全てありとあらゆるところで子ども達の権利を保障するための取り組みというのが行われていました。

ですので、利用者会議だけを切り取るのではなくて、ジャンプ全体で見ると、例えばトイレの中に名刺ケースが壁一面に貼り付けてあって、困ったときにSOSができる様々な連絡先のカードがあり、必要なものを持っていけるようになっていました。

いろいろな公共の施設とか中学校とかにもそういうものを配ったりしていますが、1回配られて、それを大切に持ち続けている人って多くはないと思いますので、このような子どもたちがたくさん集まる場で、またいつでも手にすることができるのは良いと思います。

中高生が対象ですが小学校の高学年の子もいました。利用者会議に参加している方はほぼ高校生で、小学生は若干名といった感じでしたが、それぞれ意見を交換していましたし、このジャンプの運営についてというテーマで活発に意見が出されていたと思います。

評価というところでは、子ども会議とはまた違って、子どもの権利に対してジャンプはどのように継続的な取り組みを行っているかという視点で見ることも必要なのではないかと思いました。

また、子ども会議の話を聞いていましたけれども、テーマのところでいうと、私は広報誌などで募集をかける際に、こういうテーマでやりますということが最初から書いてあれば、そのテーマで議論したい子どもたちが集まってくるんじゃないかなと思いました。

会長： 私もジャンプ長崎に行ったのは初めてでした。ジャンプは子どもの権利の拠点といえる場所であり、そしてまた子ども会議も、子どもの権利の拠点事業といえるもので、こういった場で何をしているかということと、拠点事業ではない所管課がどのように子どもの権利の普及啓発を様々な取り組みの中で行っているかということとでは、自己評価の項目が違ってくるのかなということを感じました。

やはり継続的に見ていかないとわからないことがたくさんあるので、ジャンプではこうしているけれど他の場ではこうしている、というようなことが全体としてわからないと評価にならないなとは思います。

今回は誰でも参加できる利用者会議が調査対象でしたが、ここに出られない、来られない子どもたちが何を語ろうとしているかということも、私達としては全体として見たいわけです。例えば受付に黒板が設置してあって、そこに会議のテーマが書いてあってみんなでふせんを貼って意見が言えるようになっているとか。また、本当にたくさんの子どもが来ていて足の踏み場もないっていう状態だったわけですけれども、だからこそ安心して指導員の方と対話したい子が指導員のそばに集まっているとか、食事をさりげなく食べられるという空間が作られているとか。

中高生は、家庭の中での問題、学校の中での問題、地域の中での問題、自分自身の

問題などの多様な課題を抱えている子がいます。

2階では勉強している子もいるし、音楽をやっている子もいるという本当に多様な場ですので、さらにまちづくりという視点で考えると、いわゆる公民館的な施設や、この地域にあるという4つの高校もある中で、ジャンプはこの子たちのどの部分を吸収する役割があり、それを果たしているのかを考えなくてはいけないなと感じました。

また、こういうところが大盛況だということが、いいのか悪いのかということもありますよね。本当なら街の中のもっともっといろいろなところに子どもたちの姿がちりばめられているっていうことも評価軸ではあるわけですから。

中学校の子どもたちも、長崎獅子舞で関わっているとおっしゃっていましたけど、学校に行かない子や行けない子がジャンプに朝から来ているという話を聞いていただきて、そういう多様な居場所があることはすごく大事だということは確かなのですが、土曜日の午後から夕方にかけて、あれだけたくさんの子どもたちがジャンプにいたということと、学校の音楽室は45分単位でしか使えないから楽しくてもすぐ終わっちゃうけれど、ジャンプの音楽室は2時間使えるからこっちでやりたいんだということで、それならば学校が2時間使えるようにしてくれればいいのではないかとも思いました。

このあたりも含めて、学校と地域の中高生の居場所とではどういうふうに連携が取れるのでしょうか。

委 員：
すごく難しいと思っています。というのは、本校には今500人いるんですけれども、その中でジャンプに行っている子はおそらくその中の20人ぐらいだと考えて

います。
本校でいうと、多くの生徒は部活動に入っていて、18時半ぐらいまでは学校にいます。ですので、先に夜間帯の電話相談の話が出ていましたが、とてもじゃないけど電話できる状況にはありません。部活動に入っているのは、おそらく200人から300人の間ぐらいで、それ以外の子は家庭に戻っていくわけですよね。もちろん塾にも行っている子もいます。

その残り100人ぐらいの中で、それぞれの地域でジャンプや他の居場所を使っている子たちがいるのだと思います。

それ以外に、不登校の支援教室でスリジエというのがあって、そこに10数名いますが、その子たちもジャンプを利用しています。正確には12人いるんですけども、自分からそういう場所に行ける子が3、4人。誘ってもらえば行けるという子が2人ぐらい。そして、もう家から出ない子が3人というように、たった12人の中でも細分化して、行ける子・行けない子、アウトプットできる子・できない子と分かれていますから、それが本校だけでいうと、500っていう母体になったときに、その層も計り知れない層になっていくのです。

その中でジャンプが合う子はジャンプに行く、そうではなくて他の場所に行く子もいる、というように、地域にそういう居場所があればあるほど、合う子がいるわけです。本校の中にもにしまる一むという、NPO法人が運営している居場所もあります。そこも入れて30人が限界なんです。

そこに行くということは、部活には入っていないということなのですが、もう許容人数が決まっているので、そこから溢れた子たちはどこに行っているのかなということがとても不安なことでもあります。

ですので、いろいろなところに居場所だったり、イベントだったりとか子ども食堂もそうですけれども、子どもたちにとっては選択肢が増えることはとてもいいかなと思います。では、それが全てかとなると、なかなか難しいと思っています。

会長： 支援者同士のコミュニケーションはどうなっていますか。

委員： ジャンプの所長さんが本校によく来てくれて情報提供をしてくれることもありますし、NPOも週に3日ぐらいにしまる一むを開いているので、必ずスタッフさんが本校の教員とコミュニケーションを取っています。だから、ある程度大人同士で子どもが今こういう状況にあるよという情報共有はできています。ですので、本当に緊急性のある場合はとても早いです。子どもがSOSを出していろいろなところが連携してくれて児童相談所に繋がったということもありました。もう少しスピード感を出してやらなくてはいけないところもあるかとは思いますが、連携は取れていると感じています。

会長： 小学校の方はどうですか。

委員： 1年生から3年生の子どもは主に学童に行く子が多いので、3年生までは約150人いますが、100名を超える子どもたちが学童に登録しています。一番遅い子は7時まで学童にいます。

その他の子たちは、習い事等をしている子が多いです。

区民ひろばもたくさん活用させていただいています。ただ聞いたところによりますと、夏休みはたくさんの子が来てくれたので区民ひろばにとても喜んでもらえたのですが、決まりを作っていなかったので、ゲームばかりやっててどうしましようという連絡が来たりしたこと也有ったようです。それ自体は別の問題ではありますが、やはり地域の中で様々な居場所があるということはありがたいことかと思います。実際問題として、学校の中だけでいろいろな居場所を作ることはちょっと難しいです。

本校もそうですし、おそらく他の学校でも同じ状況かと思うのですけれども、やはり居場所作りをしてくださっている地域の方々との連携、特に学校運営連絡協議会の委員さん、そういう方々がそこに関与してくださっていますので、定期的に学校に話をしていますけれども、現状としては難しいですね。

会長： ありがとうございました。

この問題についてはお気づきの点があつたら事務局の方にお寄せいただくということで、次の議題に移らせていただきます。それでは事務局よりお願ひいたします。

[報告事項]

(1) ふくろう相談室（としま子どもの権利相談室）の運営状況について（資料2）

(2) 子どもの権利普及・啓発等の取組について（資料3）

- 事務局： (事務局より、資料2・3について説明。)
- 会長： それではご質問やご意見などありましたらご発言ください。
- 委員： ワークショップ講座などの実施のところ、区立小中学校での子どもの権利学習プログラムですが、講師はどなたがやっているのですか。また、区職員を対象とした子どもの権利特別研修およびeラーニングとありますが、これは大体どのくらいの頻度でどのぐらいの職員をカバーしているのでしょうか。
- 事務局： まず、小中学校での権利学習プログラムの講師については、令和6年度は、すべて子どもの権利擁護委員が講師を担当されました。令和7年度からは、子どもの権利擁護委員に加え、子どもの権利相談員も講師をしています。eラーニングにつきましては、年間を通して職員が自分のタイミングで受講できるような環境にしております。
- また各部、各課の中で、必ずこの研修を受けてくださいという必須科目を設定しており、子ども関係の部署においてはこの子どもの権利条例を選ぶようにしています。
- 子どもの権利特別研修の実績につきましては、昨年度は1回実施しました。そのときの参加者数は、40～50名です。
- 委員： 学童保育の指導員はどこの研修の対象となるのでしょうか。
- 事務局： 「子どもに関わる施設職員を対象とした子どもの権利の理解を深めるための研修の実施」という枠組みの中に、学童保育の指導員の方の研修があります。区の会計年度任用職員で、学童の職員として雇用されている方々であり、子ども研修の受講対象となっております。
- 委員： ふくろう相談室の利用状況に関してですが、どこでも場所を選んで相談できるということで、実際にはどういうところで相談を受けていたのでしょうか。学校でもできるし、近くの公共施設でもできるというふうに書いてあって、実際97件、どこで皆さん相談が実施されているのかなと思いまして。
- 事務局： 基本的には、雑司ヶ谷のふくろう相談室に来ていただくんですが、それが難しい方もいらっしゃいますので、学校の方に出向くこともありますし、例えば子どもスキップなどの区の施設に予約を取るなどして、できる限り子どもが相談に来やすい場所に相談員が足を運んで対応するよう心がけております。
- 会長： 関連して質問しますが、昨年ふくろう相談室に行ったときには相談室がなく、待合室みたいな部屋と職員の方たちの事務室や会議室で、具体的な相談はどこでやっているのかと思いました。今の状況はどうですか。
- 事務局： ふくろう相談室の相談スペースにつきましては、実態としましては職員の事務室と同じ空間をパーテーションで区切っているところで相談を受けています。消防法等との関係で、完全な区切りをすることができず、このような状態になっておりますが、同じ建物に教育センターがありますので、例えばそこの研修室を借りたりと協力を得て相談を受ける場合もあります。
- 会長： これは本当に緊急で対応しなくてはいけない大きな課題だと私は思いました。

子どもたちが相談するときに、その相談内容がきちんと保護されるということと、安全と安心をきちんと守られなければならない相談室の中で、それが確保できていないということは本当に大きい問題なので、至急に取り組んでいただくよう、お願ひいたします。

アウトリーチはすごく大事なことで、子どもが暮らしている場所、過ごしている場所に出向いて相談を受けているということはもう十分に価値があることなのですが、やはり、居場所はあっても相談室がないというのは、大事な機能を果たすことが十分にできないということになります。ぜひホームである相談室の環境整備ということもお願いしたいということだけ申し上げておきたいと思います。

それでは、本日の議事は全て終了いたしましたので事務局にお戻しします。

事務局：

次回の子どもの権利委員会は、来年令和8年2月3日（火）の10時からの開催を予定しております。皆様、ご予定をいただけますようお願いします。

9月に実施したしました中高生センタージャンプ長崎の現地調査とこれから予定している若者の居場所事業の調査を踏まえたご審議を予定しています。

また、令和5年度から実施しております子どもの権利保障に関する施策の調査につきましても、皆様からの御意見を踏まえて前計画の最終年度の調査結果を御報告し、御意見をいただきまして、次年度へ繋げていきたいと考えておりますので、こちらもお願ひいたします。

本日の議事についてご意見等、お気づきの点がある場合には、お手元の「第4期第8回豊島区子どもの権利委員会意見票」にご記入の上、10月17日（金）までに、事務局にメールまたはFAXでお送りくださいようお願いいたします。

事務局からは以上です。

会長：

以上をもちまして第4期第8回子どもの権利委員会を終了したいと思います。ご協力ありがとうございました。

【以上】